

信号冒進した事象（インシデント）の発生について

令和8年1月21日（水）15時13分ごろ、西辛島町停留場を出発した電車が、西辛島町交差点の軌道信号に進行信号が現示されていない（黄色矢印が表示されていない）にも関わらず辛島町電停に向けて進行し、交差点内に進入したものの。（※交通信号は青表示だが、軌道信号は表示なし）

なお、乗客等にけが人は発生していない。

1 発生日時

令和8年（2026年）1月21日（水）15時13分頃

2 発生場所

西辛島町交差点

3 行先・車両

B系統 15時00分 上熊本発 健軍町行き 9701号車

4 運転士

会計年度任用職員運転士 男性（40代） 経験年数9年4か月

5 損害

乗客（22人）、乗務員（1人）にけが人なし

6 経緯

- ・当該交差点は、上下線問わず交通信号に加えて軌道信号に従い通行するルール。
- ・また、同交差点に先に到着した車両に信号表示順の優先権がある。
- ・当時、A系統下り健軍町行き9201号車が当該交差点に先に到着していたが、交通信号のタイミングが合わず、交通信号は赤になり停止していた。なお、この場合であっても、優先権は引き続き9201号側にある。
- ・そのため、9701号側は軌道信号が表示されない状況であったにもかかわらず、交通信号は青表示であったため、進行可能と誤認して交差点を通過した。
- ・このように優先権を持ったまま進行できなかった場合は、9201号から運転指令へ連絡し、運転指令から影響がでる近隣の車両に対し、9201号が優先であることを無線で伝えるようにしている。
- ・これに対し、9701号車からの応答は、「西辛島町交差点を通過中」という内容であった。
- ・9701号の通過が早いことに対し、やり取りを聞いた監督職員は疑問をもったものの、当日は深く意識していなかったが、あらためて本日疑問に思い、ドライブレコーダーの映像を確認したところ、信号冒進が確認された。

7 原因

- ・運転士が交差点を通過する際、軌道信号を確認しないまま進行したものの

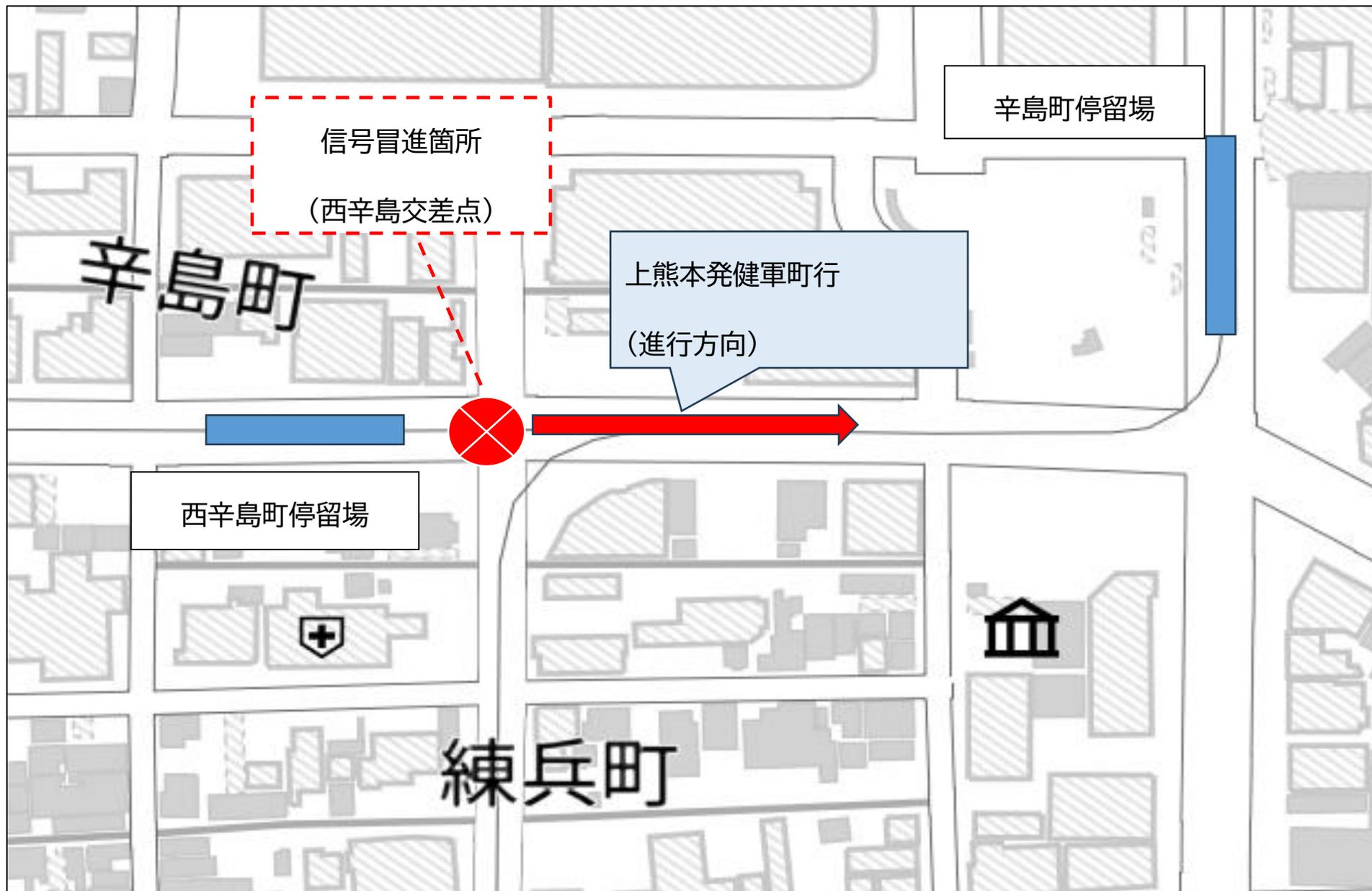
8 対応策

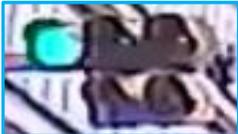
- ・当該事案発生の関係職員への再教育及び全職員に対する事案の周知。

お問い合わせ先

交通局運行管理課 荒木

電話：096-361-5240





9701号車側信号
9701号車交差点進入時

上熊本方面



辛島町方面



9701号車から見た軌道信号は、進行信号を現示していなかったが進行した。

9701号



9201号車側信号
9701号車交差点進入時
※進行信号を現示

9201号車から見た軌道信号は進行信号を現示していたが、交差する道路の交通信号が赤から青へ変わりかけていたことから停止した。

5201号

K000M000